

継続的な自立支援のシステムの構築

(現状)

中学校卒業後及び高等学校等卒業後の進路の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

①中学校卒業後の進路（平成25年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児 2,388人	2,279人	95.4%	43人	1.8%	30人	1.3%	36人	1.5%
（参考）全中卒者 1,193千人	1,173千人	98.4%	4千人	0.4%	4千人	0.4%	10千人	0.8%

②高等学校等卒業後の進路（平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,721人	197人	11.4%	193人	11.2%	1,221人	70.9%	110人	6.4%
うち在籍児 231人	43人	18.6%	31人	13.4%	122人	52.8%	35人	15.2%
うち退所児 1,490人	154人	10.3%	162人	10.9%	1,099人	73.8%	75人	5.0%
（参考）全高卒者 1,047千人	563千人	53.8%	242千人	23.1%	183千人	17.4%	60千人	5.7%

③措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
87人	83人	61人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（平成26年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

進路の状況の推移（児童養護施設・里親）

① 中学校卒業後の進路（各年度末に中学校を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

			平成 2 1 年度 (H 2 2 . 5 . 1)		平成 2 2 年度 (H 2 3 . 5 . 1)		平成 2 3 年度 (H 2 4 . 5 . 1)		平成 2 4 年度 (H 2 5 . 5 . 1)		平成 2 5 年度 (H 2 6 . 5 . 1)	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児（単位：人）			2,509人	100.0%	2,538人	100.0%	2,530人	100.0%	2,496人	100.0%	2,388人	100.0%
	進学	高校等	2,305人	91.9%	2,376人	93.6%	2,377人	94.0%	2,366人	94.8%	2,279人	95.4%
		専修学校等	64人	2.6%	52人	2.1%	42人	1.7%	46人	1.8%	43人	1.8%
	就職		62人	2.5%	49人	1.9%	64人	2.5%	53人	2.1%	30人	1.3%
	その他		78人	3.1%	61人	2.4%	47人	1.9%	31人	1.2%	36人	1.5%
里親委託児（単位：人）			209人	100.0%	250人	100.0%	272人	100.0%	280人	100.0%	278人	100.0%
	進学	高校等	197人	94.3%	241人	96.4%	253人	93.0%	268人	95.7%	262人	94.2%
		専修学校等	4人	1.9%	2人	0.8%	8人	2.9%	3人	1.1%	6人	2.2%
	就職		3人	1.4%	4人	1.6%	5人	1.8%	3人	1.1%	6人	2.2%
	その他		5人	2.4%	3人	1.2%	6人	2.2%	6人	2.1%	4人	1.4%
（参考）全中卒者（単位：千人）			1,188千人	100.0%	1,228千人	100.0%	1,177千人	100.0%	1,185千人	100.0%	1,193千人	100.0%
	進学	高校等	1,163千人	97.9%	1,203千人	98.0%	1,156千人	98.2%	1,166千人	98.4%	1,173千人	98.4%
		専修学校等	5千人	0.4%	5千人	0.4%	4千人	0.4%	5千人	0.4%	4千人	0.4%
	就職		6千人	0.5%	5千人	0.4%	4千人	0.4%	4千人	0.3%	4千人	0.4%
	その他		14千人	1.2%	14千人	1.2%	12千人	1.0%	11千人	0.9%	10千人	0.8%

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者は学校基本調査。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

②高等学校等卒業後の進路（各年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

			平成 2 1 年度 (H 2 2 . 5 . 1)		平成 2 2 年度 (H 2 3 . 5 . 1)		平成 2 3 年度 (H 2 4 . 5 . 1)		平成 2 4 年度 (H 2 5 . 5 . 1)		平成 2 5 年度 (H 2 6 . 5 . 1)	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児 (単位 : 人)			1,444人	100.0%	1,600人	100.0%	1,543人	100.0%	1,626人	100.0%	1, 721人	100. 0%
	進学	大学等	187人	13.0%	191人	11.9%	169人	11.0%	200人	12.3%	197人	11. 4%
		専修学校等	146人	10.1%	177人	11.1%	170人	11.0%	167人	10.3%	193人	11. 2%
	就職		969人	67.1%	1,112人	69.5%	1,087人	70.4%	1,135人	69.8%	1, 221人	70. 9%
	その他		142人	9.8%	120人	7.5%	117人	7.6%	124人	7.6%	110人	6. 4%
里親委託児 (単位 : 人)			175人	100.0%	174人	100.0%	204人	100.0%	228人	100.0%	270人	100. 0%
	進学	大学等	47人	26.9%	45人	25.9%	41人	20.1%	46人	20.2%	63人	23. 3%
		専修学校等	34人	19.4%	25人	14.4%	40人	19.6%	56人	24.6%	54人	20. 0%
	就職		75人	42.9%	86人	49.4%	96人	47.1%	105人	46.1%	129人	47. 8%
	その他		19人	10.9%	18人	10.3%	27人	13.2%	21人	9.2%	24人	8. 9%
(参考) 全高卒者 (単位 : 千人)			1,064千人	100.0%	1,069千人	100.0%	1,061千人	100.0%	1,088千人	100.0%	1,047千人	100.0%
	進学	大学等	573千人	53.9%	581千人	54.3%	572千人	53.9%	579千人	53.2%	563千人	53.8%
		専修学校等	230千人	21.6%	246千人	23.0%	245千人	23.1%	258千人	23.7%	242千人	23.1%
	就職		192千人	18.0%	167千人	15.7%	172千人	16.2%	184千人	16.9%	183千人	17.4%
	その他		69千人	6.5%	75千人	7.1%	72千人	6.8%	68千人	6.3%	60千人	5.7%

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全高卒者は学校基本調査。

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

(現行の施策)

18歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できるとされている。

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

児童相談所運営指針（平成2.3.5 児発133）

（5）在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで（略）更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

措置延長の積極的活用

- 実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知。
- 毎年の全国会議において、措置延長の適切な実施について要請。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数（高校卒業児童に占める割合）

H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)→H25:231人(13.4%)

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23.12.28 雇児発1228第2号）

- 1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするものなどの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

全国児童福祉主管課長会議（平成27.3.17開催）

- ⑤ 措置延長、措置継続等の積極的な実施

措置延長、措置継続については、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（通知）において、自立生活に必要な力を身につけていない状態で措置解除することのないよう18歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除することなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断することなどをお示ししているところであり、各都道府県市においては、子どもの状況を踏まえた措置延長等の適切な実施をお願いする。

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の概要

1. 事業内容

児童自立生活援助事業は、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等（20歳未満）からの申込みに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行う。

2. 法律上の根拠

児童福祉法第6条の3第1項

3. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

4. 運営主体（事業者）

地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事等が適当と認めた者

5. 補助根拠

児童福祉法第53条

※平成21年度から「児童入所施設措置費」に組み入れ

6. 職員の定数 ＜措置費＞

指導員2人（ただし、定員7人以上の場合は3人、以降7人から3人増える毎に1人を加算）
補助者1人（非常勤）

7. 補助率

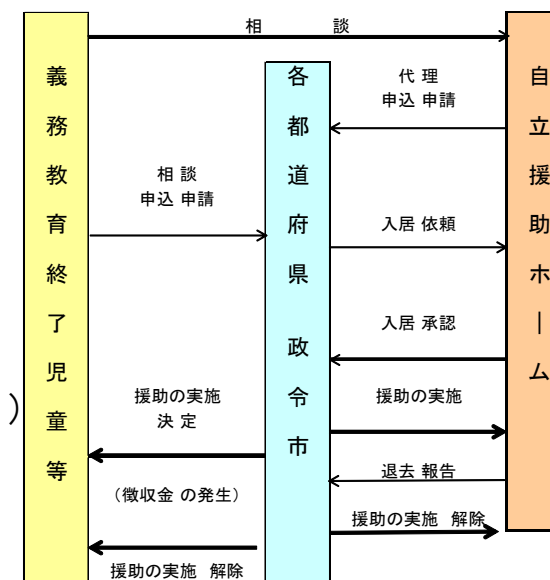
1／2

（国1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1／2）

8. 補助単価

1か所当たり単価：15,120千円（平成27年度予算）
単価の内訳（国と地方を合わせた額）
定員6人のホームのモデル
事務費月額保護単価約20万円
＋一般生活保護単価月額約1万円
21万円×6人×12月＝15,120千円

自立援助ホーム利用の流れ （イメージ）



※平成23年7月の実施要綱改正により、子どもシェルターについて、自立援助ホームの制度を適用。

自立援助ホームの実施状況

1. ホーム数の推移

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
か所数	7 3	8 2	9 9	1 1 3	1 1 8

※家庭福祉課調べ
(各年度10月1
日現在)

※少子化社会対策大綱(平成27年
3月閣議決定)では、平成31年度末
までに190か所を目標としている。

2. 定員及び在籍者数(入所率)

定員	在籍者数	入所率
7 1 8 人	4 9 1 人	68.4%

3. 在籍者の年齢別数

1 5 歳	1 6 歳	1 7 歳	1 8 歳	1 9 歳	2 0 歳以上
1 6 人	7 7 人	1 2 9 人	1 4 7 人	1 0 5 人	1 7 人

※平均年齢
1 7 . 6 歳

4. 在籍者の在学状況

全日制高校	1 5 人 (3.1%)
定時制高校	3 5 人 (7.1%)
通信制高校	6 9 人 (14.1%)
専門学校・短大	1 3 人 (2.6%)
大学	3 人 (0.6%)
その他(訓練校等)	8 人 (1.6%)
合計	1 4 3 人 (29.1%)

※2～4については、
全国自立援助ホーム協議会調査

退所児童等アフターケア事業について （児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

児童福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供する。

2. 補助単価（27年度（1か所当たり））

- ①退所児童等アフターケア事業 7,568千円
- ②児童養護施設の退所者等の就業支援事業 5,729千円

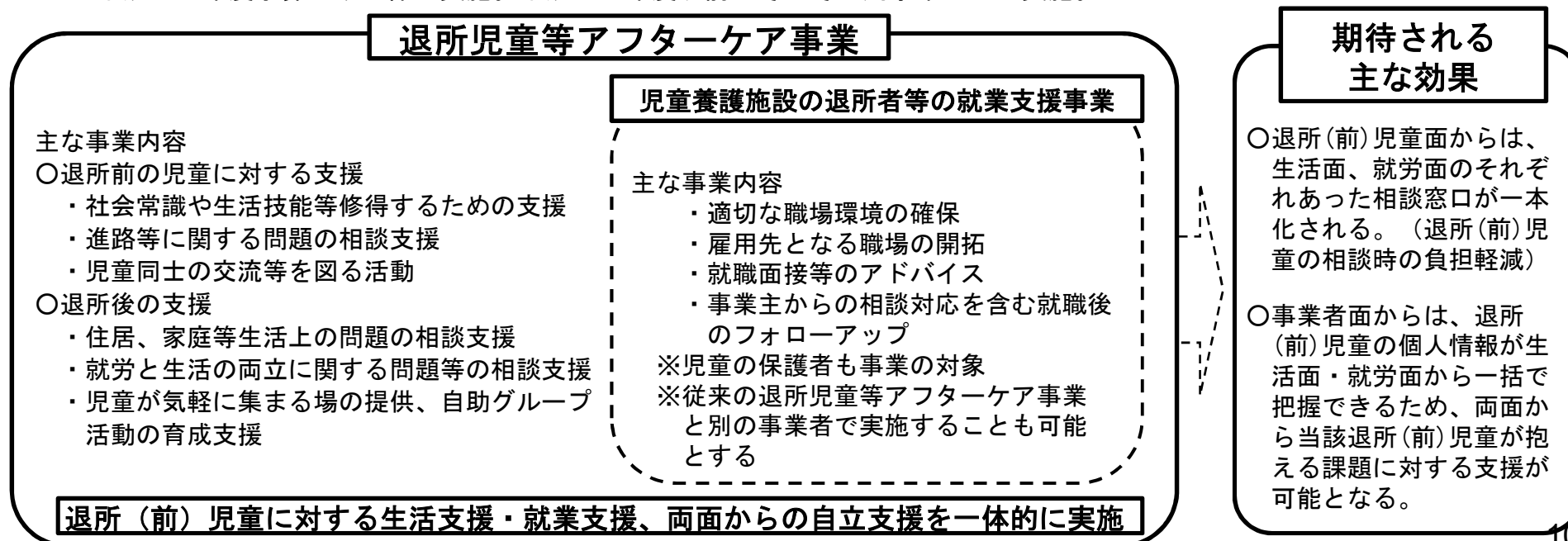
3. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※社会福祉法人等に委託して実施することも可

4. 補助根拠 予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率 国1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1／2）

※「退所児童等アフターケア事業」と「児童養護施設の退所者等の就業支援事業」の一体的実施

→平成26年度予算より一体的実施。平成25年度以前はそれぞれ別事業として実施。



退所児童等アフターケア事業実施状況

(平成26年10月)

※家庭福祉課調

	自治体名	事業所名	運営事業者		
			個人名又は団体名	事業者分類	
1	栃木県	とちぎユースアフターケア事業協同組合	とちぎユースアフターケア事業協同組合	その他	生活支援及び就業支援
2	埼玉県	児童養護施設退所児童 未来へのスタート応援事業	ワーカーズコープ	NPO	生活支援及び就業支援
3	東京都	日向ぼっこ	社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ	NPO	生活支援
4	東京都	ゆずりは	子供の家	社会福祉法人	生活支援
5	東京都	株式会社 パソナグループ	株式会社 パソナグループ	その他の法人	就業支援
6	神奈川県	あすなろサポートステーション	白十字会林間学校	社会福祉法人	生活支援及び就業支援
7	石川県	石川県	石川県	都道府県・市区町村	生活支援
8	岐阜県	L a l a の部屋	岐阜羽島ボランティア協会	NPO	生活支援
9	滋賀県	びつつ・ゆにっと	特定非営利活動法人 びわこ青少年をサポートする会	NPO	生活支援
10	大阪府 大阪市 堺市	大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部	大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	生活支援及び就業支援
11	和歌山県	特定非営利活動法人トレス	特定非営利活動法人トレス	NPO	生活支援及び就業支援
12	鳥取県	退所児童等アフターケア事業ひだまり	一般社団法人ひだまり	その他の法人	生活支援及び就業支援
13	高知県	おひさま	社会福祉法人みその児童福祉会	社会福祉法人	生活支援
14	高知県	あおば	社会福祉法人栄光会	社会福祉法人	生活支援
15	福岡県 福岡市	いっしょ☆ふくおか	青少年の自立を支える福岡の会	NPO	生活支援及び就業支援
16	大分県	児童アフターケアセンターおおいた	社会福祉法人清浄園	社会福祉法人	生活支援及び就業支援
17	札幌市	札幌市	札幌市	都道府県・市区町村	就業支援
18	横浜市	よこはま Port For	ブリッジフォースマイル	NPO	生活支援及び就業支援
19	広島市	児童アフターケアひかり	社会福祉法人 広島修道院	社会福祉法人	生活支援及び就業支援
20	金沢市	金沢市	金沢市	都道府県・市区町村	生活支援及び就業支援

身元保証人確保対策支援事業について（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

○対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）

○対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

○対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は保証人 児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤一時保護所（児童・婦人）…それぞれの所長

2. 補助単価（27年度） 年間保険料 就職 [10,560円／1人]、アパート等賃借 [19,152円／1人]

○保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

○保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円

3. 実施主体・運営主体

実施主体：都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村

運営主体：全国社会福祉協議会

4. 補助根拠

予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率

国 1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1／2）

※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、
国 1／2、都道府県 1／4、一般市及び福祉事務所設置町村 1／4

人員配置の改善（比較）

施設種別	～23年度	24年度～26年度	27年度予算 （「社会的養護の課題と将来像」 の目標水準）
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児： 1. 7:1 1・2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1 小学校以上： 6:1	児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1. 6:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児 <u>4:1</u> 小学生以上： <u>5. 5:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1. 3:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>3:1</u> 小学生以上： <u>4:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概 ね3:1ないし2:1相当
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1. 7:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1. 6:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>4:1</u>	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1. 3:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>3:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概 ね1:1相当
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士 5:1 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 <u>4. 5:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u>	児童指導員・保育士 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>7:1</u>
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 5:1	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>4. 5:1</u>	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u>
母子生活支援施設	母子支援員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 少年指導員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u>	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 <u>30世帯以上 4人</u> 少年指導員 <u>10世帯未満 1人</u> <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> <u>30世帯以上 4人</u>

平成26年3月28日 第14回子ども・子育て会議第18回基準検討部会合同会議 『子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について』（抄）

1. 量的拡充 (別紙) 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(3) 社会的養護関係	121億円

4. 質の改善（社会的養護関係）

①項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
 ②項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
 内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、
 所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
社会的養護の充実	① 児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1→4:1等)	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	② 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) ※平成27年度から15年かけて全施設で実施→平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	③ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増33億円)
	④ 民間児童養護施設の職員給与等の改善(保育所と同様の+5%等) ※職員給与の改善 まずは+3%→+5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

(生活困窮者自立支援制度)

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

〈対個人〉

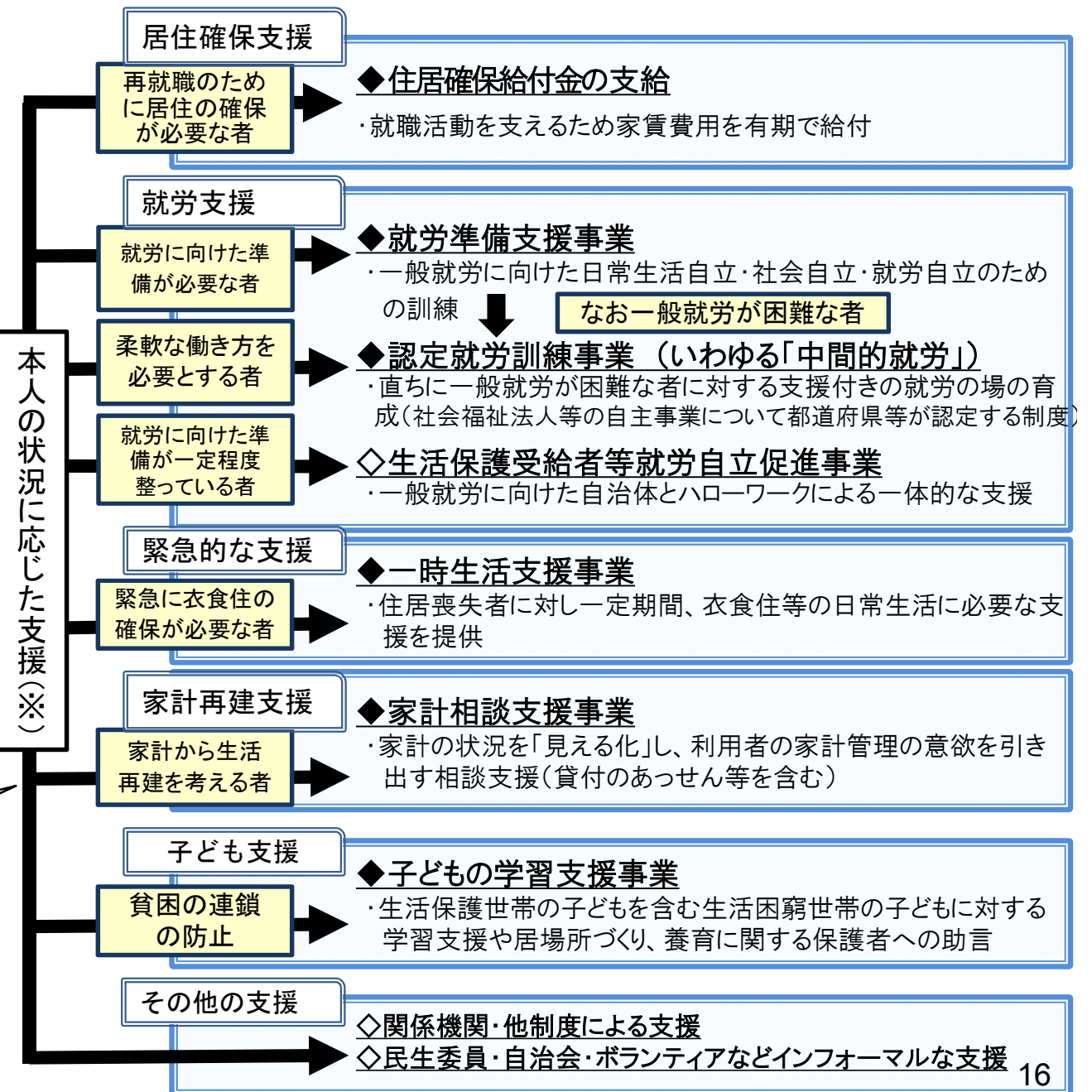
- ・訪問支援等(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(自立支援計画)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

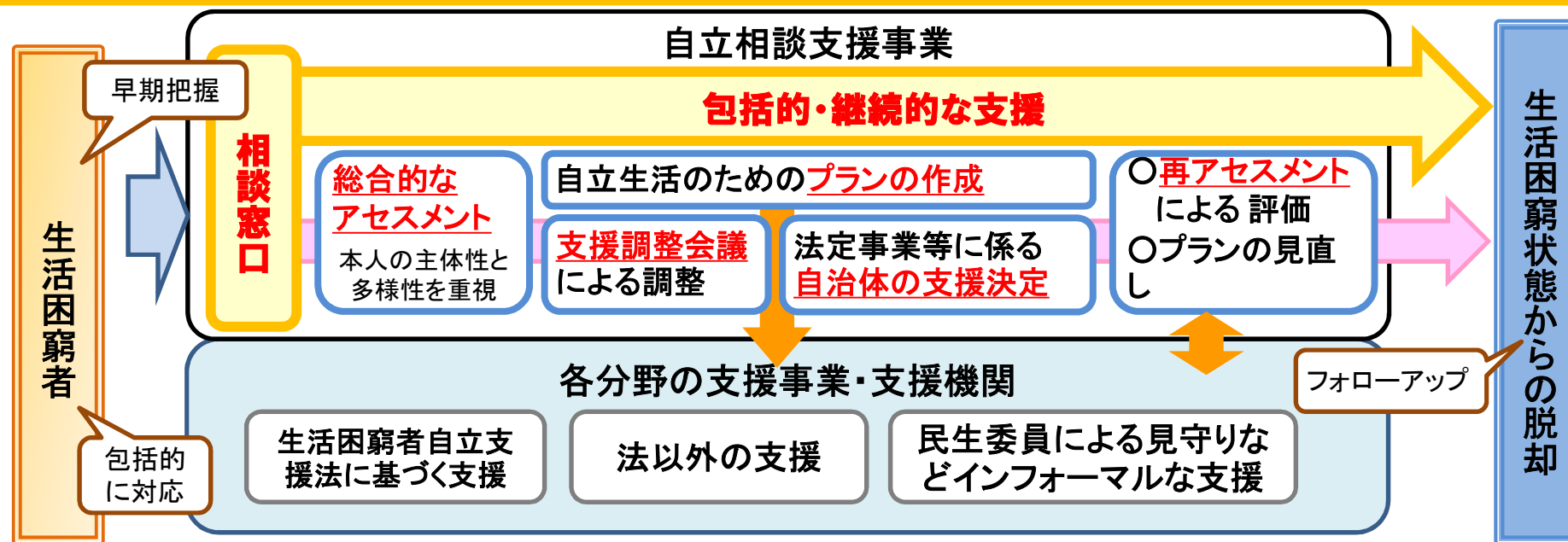
※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



自立相談支援事業について

事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
※委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

(子どもの貧困対策)

子どもの貧困対策の推進に関する法律 <平成25年法律第64号> (概要)

平成25年6月19日成立／平成25年6月26日公布

目 的

- この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

大綱の策定・基本的施策

- 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。
- 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

※衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

- 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

施行期日等

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%
(平成25年)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)
- ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子家庭の就業率:80.6%
(正規39.4% 非正規47.4%)
 - ・父子家庭の就業率:91.3%
(正規67.2% 非正規 8.0%)
- 子供の貧困率 16.3%
(平成24年)

など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
 - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援など

<保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現

平成27年度予算 厚生労働省 主な子供の貧困対策関連施策（新規・拡充）

1. 子供の学習支援を行い、貧困の連鎖を防止する

赤字：新規事項 青字：拡充事項

- 生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援（新規）【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数（所要額：19億円）】
生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）に基づき、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業を、各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施する。
- 児童養護施設等で暮らす子供への学習支援（拡充）【児童入所施設措置費等1,076億円の内数（所要額：6.9億円）】
現行の、中学生の塾代等に要する費用の支援に加え、①小学生に対する大学生や教員OB等による学習指導、②高校生が学習塾等を利用した場合の月謝等に要する費用の支援、③母子生活支援施設の中学生への学習指導、高校生への学習塾代支援等を追加する。
- ひとり親家庭の子供への学習支援（拡充）【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：4.3億円）】
大学生等のボランティアを派遣することにより、子供の心に寄り添うピア・サポートを行いつつ、学習意欲の喚起や教科指導等を行う。

2. 社会的孤立化を防ぎ、必要な支援を提供する

- 支援が必要な児童等の予防・早期発見に向けた取組強化（一部新規）【母子保健医療対策等総合支援事業153億円の内数（所要額：17.3億円）】
【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数（所要額：26億円）】
妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援や児童相談所の相談機能強化等により、支援が必要な児童を早期に発見する取組を進める。
- 児童養護施設等の体制整備（拡充）【児童入所施設措置費等：1,076億円】
児童養護施設等における家庭的養護の推進を図るため、職員配置の改善や民間児童養護施設の職員給与等の改善を行う。
- 児童養護施設等退所児童等へのアフターケアの充実（拡充）【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数（所要額：7.7億円）】
児童養護施設退所児童等に対するアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る。

3. 保護者の就労を支援し、生活の安定を図る

- 生活困窮者自立支援制度等（新規）【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数（所要額：400億円）】
生活困窮者自立支援法に基づき、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し包括的な相談支援や就労支援等を実施するとともに、改正生活保護法に基づき生活保護受給者に対し就労支援を強化する。
- ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援（新規）【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：2.3億円）】
ひとり親家庭の親に対し、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座終了時及び試験合格時に、講座受講費用の一部を支給する。
- ひとり親家庭の在宅就業の推進（拡充）【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：1.6億円）】
ひとり親家庭の親に対し、「在宅就業コーディネーター」による支援を行い、自営型の在宅就業や雇用型テレワーク等への移行を支援する。
- 待機児童解消加速化プランの推進（施設整備等・運営費）（拡充）【保育所等整備交付金554億円、保育対策総合支援事業費補助金285億円の内数※1】
【子どものための教育・保育給付費負担金5,930億円※2の内数】

保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。
※1:平成26年度補正予算でも平成27年度における保育所等の整備を一部前倒しして支援（120億円） ※2:子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月予定)に伴い、内閣府予算に計

平成27年度 厚生労働省 主な子供の貧困対策関連施策

赤字：新規事項 青字：拡充事項

教育の支援

○生活困窮世帯等への学習支援

- 生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援 【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数（所要額：19億円）】
- 児童養護施設等で暮らす子供への学習支援 【児童入所施設措置費等1,076億円の内数（所要額：6.9億円）】
- ひとり親家庭の子供への学習支援 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：4.3億円）】

生活の支援

○保護者の生活支援（保護者の自立支援、保育等の確保）

- ひとり親家庭に対する総合的な支援 【母子家庭等対策総合支援事業74億円】
- 生活困窮者自立支援制度等 【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数(所要額：400億円)】
- 子どもを産み育てやすい環境づくり（子ども・子育て支援新制度の実施等）
 - ・待機児童解消加速化プランの推進(施設整備等・運営費) 【保育所等整備交付金554億円、保育対策総合支援事業等285億円の内数※1】
 - 【子どものための教育・保育給付費負担金5,930億円の内数※2】
 - ・放課後子ども総合プランの推進【子ども・子育て支援交付金942億円の内数、子ども・子育て支援整備交付金143億円※2】

※1:平成26年度補正予算でも平成27年度における保育所等の整備を一部前倒しして支援(120億円)※2:子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月予定)に伴い、内閣府予算に計上

○子供の生活支援（児童養護施設等の退所児童等の支援、子供の居場所づくりに関する支援）

- 児童養護施設等の退所児童等へのアフターケアの充実 【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数（所要額：7.7億円）】
- （再掲）子どもを産み育てやすい環境づくり（子ども・子育て支援新制度の実施等）
 - ・（再掲）待機児童解消加速化プランの推進(施設整備等・運営費)
 - ・（再掲）放課後子ども総合プランの推進

○支援する人員の確保等（社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化）

- 児童養護施設等の体制整備 【児童入所施設措置費等1,076億円】
- 児童相談所の相談機能強化等 【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数（所要額：26億円）】

○その他の生活支援（妊娠期からの切れ目ない支援等）

- 妊娠・出産包括支援事業 【母子保健医療対策等総合支援事業153億円の内数（所要額：17.3億円）】

平成27年度 厚生労働省 主な子供の貧困対策関連施策

赤字：新規事項 青字：拡充事項

保護者に対する就労の支援

○親の就労支援

- ひとり親家庭の親に対する就業支援 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：7.4億円）】
- ワンストップ相談窓口の設置（就業支援専門員の配置） 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：2.7億円）】
- 生活困窮者自立支援制度及び生活保護受給者に対する就労支援 【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数】

○親の学び直しの支援

- （ひとり親家庭）高等職業訓練促進給付金の支給 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：52億円）】
- （ひとり親家庭）高等学校卒業程度認定試験の合格支援 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：2.3億円）】

○就労機会の確保

- （ひとり親家庭）在宅就業の推進 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：1.6億円）】

経済的支援・調査研究

○児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し

- 児童扶養手当の支給 【児童扶養手当（国庫負担分）1718億円】

○母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大

- 母子父子寡婦福祉資金の貸付 【母子父子寡婦福祉貸付金44億円】

○ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究

- ひとり親家庭支援施策等についての調査研究 【保健福祉調査委託費（本省費）7700万円】

○養育費の確保に関する支援

- 養育費及び面会交流に関する相談支援の実施 【養育費及び面会交流に関する事業 7000万円】